

## 学術研究論文発表会論文および質疑討論 応募要綱

### 1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会学術研究論文発表会論文、一般研究論文、質疑討論 応募規則第 8 条第 1 号に基づき、学術研究論文発表会論文（以下「発表会論文」という。）の応募にあたっての細目を定めるものとする。

### 2. 内容

- 1) 学術研究論文発表会論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類、重複応募の禁止等について応募規則第 2 条から 5 条を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載される学術研究論文発表会論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の学術研究論文発表会における発表後 3 ヶ月以内（必着）である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）学術委員会（以下「本委員会」という。）より回答討論の執筆を依頼する。

### 3. 応募資格

第一著者及び発表者は、第 1 次審査用原稿投稿時に本学会個人会員であること（継続教育連携会員を除く）、または入会手続きを行っている者とする。第二著者以降においては、非会員を共同著者とすることもできるが、掲載料が異なる。なお、第一著者となれるものは 1 編についてのみであり、他の論文の第一著者にはなれない。また、発表者となれるのも 1 編についてのみであり、1 編についての発表者は 1 名とする。但しこの条件のもとで、第一著者以外の共同著者が発表者となることは妨げない。

### 4. 審査方法

本委員会の中に「学術研究論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査の判定は 2 段階に分けて行い、第 1 次審査では、採用、条件付再審査または不採用の判定を行う。第 2 次審査では、条件付再審査について採用、不採用を決定する。発表会論文の採否の判定基準については応募規則第 9 条を参照すること。

質疑討論については、審査は 1 回であり採用または不

採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

### 5. 応募・審査プロセス

#### 5-1. 執筆要領集の告示

2018 年 3 月 1 日より、執筆要領集（応募規則、応募要綱、第 1 次審査用原稿執筆要綱、最終原稿作成要綱、原稿レイアウト見本）を本学会ウェブページに告示する。

#### 5-2. 第 1 次審査への応募

4 月 13 日～4 月 28 日の間に、本学会ウェブページより投稿登録を行うこと。タイトル、著者名、連絡先等を登録する。詳しくは投稿画面の指示に従うこと。登録の完了後、上記期間中に下記 a～c を、本要綱末尾の送付先・登録先に郵送すること [4 月 28 日までの消印があり、かつ 5 月 1 日までに本学会事務局に到着したものを受け付ける]。

- a. 第 1 次審査用原稿 4 部（A4 原寸、図表をレイアウトした完全版下原稿）。論文頁数は 6 頁までを標準とし、発表会論文は最大 8 頁とする。この紙面を審査に使用する。
- b. 本学会ウェブページでの投稿登録画面を A4 版用紙に印刷したもの 1 部（論文登録票）
- c. 返信用封筒 4 通（長 3 型封筒 2 通、角 2 型封筒 2 通に、連絡代表者の住所氏名を記入し、長 3 型封筒に 92 円、角 2 型封筒に 140 円切手を貼付）

直接持参、期間外の投稿は受け付けない。必要書類の不備、執筆要綱等に違反する場合は受け付けないことがある。また、投稿後の訂正には応じない。同一グループで複数編応募する場合も一編ずつ別に郵送のこと。応募原稿は応募規則、執筆要綱に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理された原稿については、論文投稿料の振込用紙を受理通知に同封するので、6 月末日までに納入すること。

#### 5-3. 第 1 次審査結果の通知

第 1 次審査の結果は、8 月上旬に連絡代表者宛、通知する。

#### 5-4. 第 1 次審査での採用論文の最終投稿、および条件付再審査論文の第 2 次審査への応募と審査結果の通知

第 1 次審査の結果が、採用、条件付再審査となったものは、8 月 9 日～20 日の間に、本学会ウェブページの登録画面にて最終原稿の PDF ファイルを添付すること。必要情報を更新時に著者の追加はできない。その上で、下記の書類 a～d を、本要綱末尾の送付先・登

録先宛郵送すること[8月20日までの消印があり、かつ8月21日までに本学会事務局に到着したものを受け付ける]。

- a. PDF ファイルの最終原稿を印刷した紙面 1 部。  
(この紙面を審査に使用) PDF が正しく作成されていることを確認するため、必ず先にPDFファイルを作成してから、それを Adobe Reader 等にて印刷した紙面を提出されたい。
- b. 上記 a.の紙面に修正箇所を明示したもの 2 部  
(この紙面を審査に使用)
- c. 修正意見への回答書 2 部 (この紙面を審査に使用)
- d. ウェブページ登録画面をA4版用紙に印刷したものの(論文登録票の更新版) 1 部

直接持参, 期間外の投稿は受けけない。

第1次審査で条件付再審査となった論文は, 最終原稿に対して第2次審査を行い, その結果(採用または不採用)は9月中旬に連絡代表者宛, 通知する。なお, 第2次審査後の原稿の修正は認めない。

## 6. その他

公表: 審査の結果, 「採用」となった論文等は, 当該年度の「都市計画論文集 Vol.\*\* No.3」に掲載する。なお, 質疑討論と回答討論は原則として「都市計画論文集」に当時に公表する。

発表: 発表会論文は, 学術研究論文発表会において必ず口頭で発表しなければならない。発表登録者以外の代理発表は原則として認めない。発表言語は日本語とするが, 英文論文の場合は英語を用いても良い。発表機材は, 液晶プロジェクタを介したものとする。

投稿料: 論文等の投稿料として 10,000 円(税別)を徴収する。ただし, 回答討論については徴収しない

掲載料: 論文の掲載料として, 発表会論文については, 下記のように設定する。

全著者が会員の場合: 6 頁まで 30,000 円(税別)を標準とし, 追加1 頁毎 10,000 円(税別)を徴収する。ただし, 回答討論については徴収しない。

非会員が著者に含まれる場合: 上記会員掲載料に加えて, 非会員著者 1 名あたり, 15,000 円(税別)を徴収する。ただし, 回答討論については徴収しない。

抜刷: 論文等の抜刷は, 投稿時に申し込みがあったものにつき, 有料にて頒布する。

著作権: 応募規則第 10 条を参照すること。

## 7. 送付先・登録先

〒102-0082

東京都千代田区一番町 10 一番町ウエストビル 6 階

日本都市計画学会 発表会論文係

本学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

## 8. 要綱の改正

この要綱は, 学術委員会の議決により改正することができる。

(附則)

この要綱は 2018 年 3 月 1 日から施行する。

(補) 入会の手続きについて

入会をご希望の方は, 本会ウェブページより入会申込書をダウンロードの後, 必要事項を記入の上, 年会費の入金が確認できる書面を添えて, 本会事務局まで郵送ください。

本会理事会審議の結果は, 5 月中下旬にご連絡いたします。